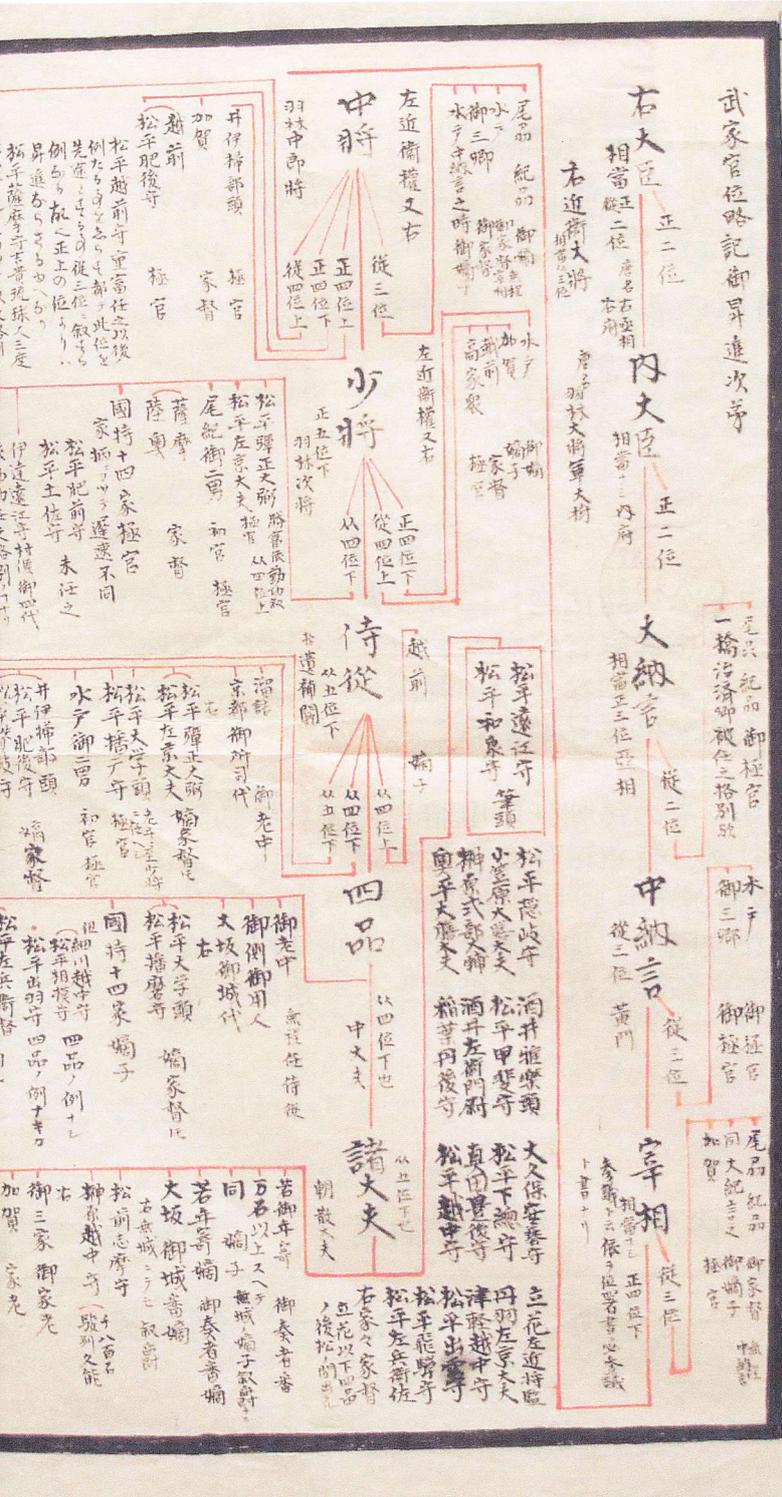


加賀藩と 武家官位



平成23年

4月16日(土)

〽

6月19日(日)

16.83-48「武家官位略記御昇進次第」

はじめに

近世大名の家格や序列を決定するものとして、将軍との親疎関係、領知の規模、石高の大小、殿中詰間などがありますが、なかでも大名家が叙任される武家官位は重要なものでした。

武家官位は寛文頃に確立したとされ、加賀藩でも歴代藩主が武家官位を有しています。また、加賀藩では家臣のなかからも叙爵する者が出ており、加賀藩制においても武家官位は大きな役割をはたしています。

本展示では、**1. 藩主と官位**、**2. 藩臣の叙爵**、**3. 年頭御礼**にかかわる史料を展示することで、その一端を紹介したいと思います。

【武家官位の手続き】

徳川政権では、元和元年（1615）の「禁中並公家諸法度」により武家の官位が公家の官位と切り離され、寛文頃には多くの大名に武家官位が与えられました。そして、宝永頃には全ての大名が武家官位を有するようになり、「寛保三年御定」によれば、前田家は50歳以上で参議、60歳以上で従三位に昇進することが定められています。

この武家官位の任命者は事実上将軍であり、その後朝廷に申請して天皇の勅許を得ることで、正式にその官位が認められました。将軍に任命された時点では、単に「諸大夫」や「四品」に任じるなどの申渡書が下されますが、勅許を得ることで「従五位下」や「正四位下」といった正式な位階や、加賀守などの名乗りが認められる位記・口宣案が発給されました。そして、叙任されると御礼として幕府・朝廷双方に献上物を贈るのが通例でした。

【近世武家の官職序列】

太政大臣 — 左大臣 — 右大臣 — 内大臣 — 大納言 — 中納言
参議（宰相） — 中将 — 少将 — 四品 — 諸大夫

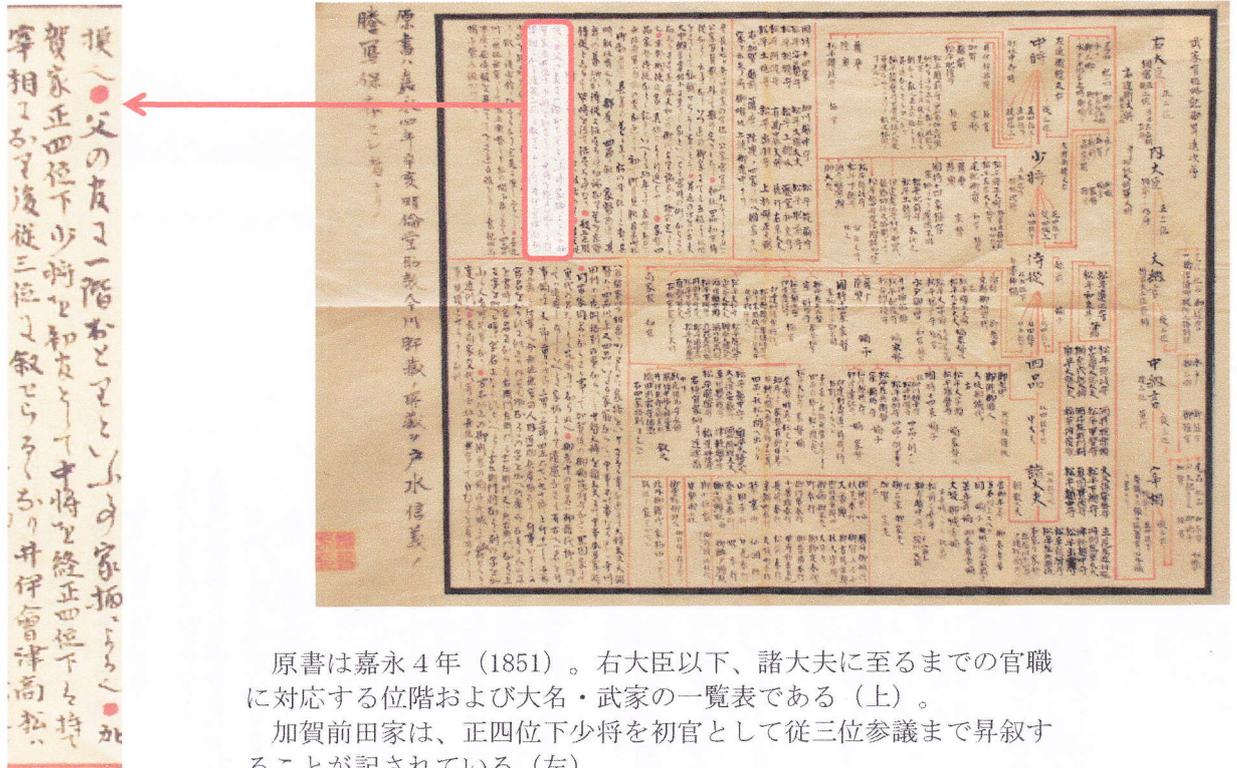
参考文献

- ・堀新、深谷克己編『〈江戸〉の人と身分3 権威と身分上昇』（吉川弘文館、2010年）。
- ・橋本政宣編『近世武家官位の研究』（続群書類従完成会、1999年）。
- ・佐藤宏之『近世大名の権力編成と家意識』（吉川弘文館、2010年）。
- ・清水聡「元禄期加賀前田家における諸大夫家臣の再興とその意義」（『地方史研究』344号、2010年）。
- ・前田土佐守家資料館だより『起居録』第8号、2004年。

【藩主と官位】

加賀藩では、5代藩主前田綱紀の頃に武家官位が整えられると、前田家の嫡子は元服の際に正四位下左近衛権少将に叙され、家督相続後には加賀守を称しました。前田家の極官（最高の官位）は従三位参議（宰相）ですが、13代藩主前田斉泰は正三位権中納言（明治17年には正二位）まで昇叙しました。このように、武家官位は幕府が全国の諸大名を序列・統制していく上で有効に機能していたと考えられます。

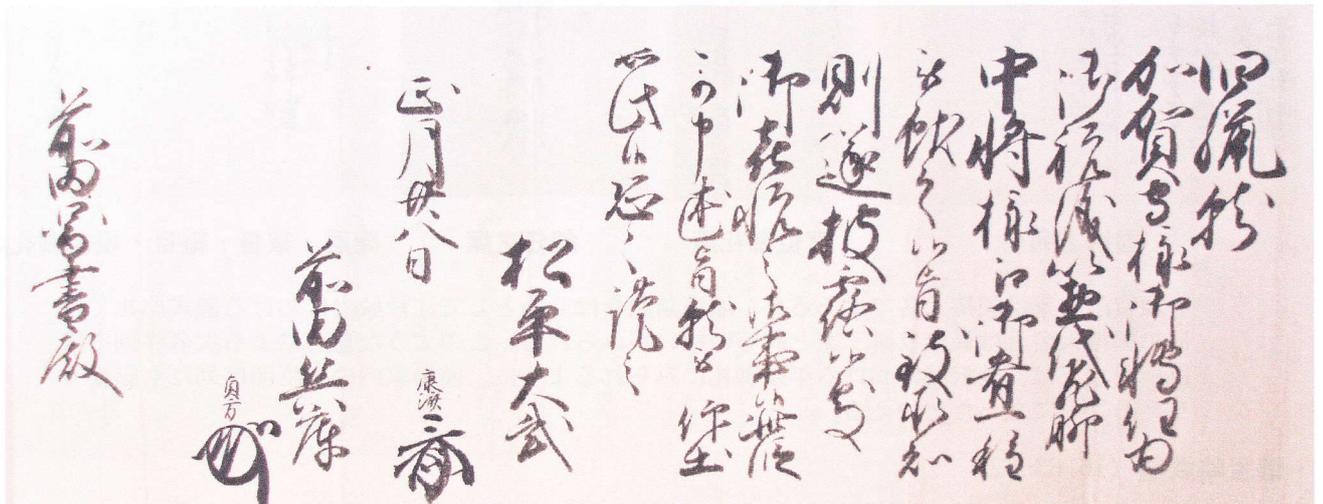
・ 武家官位略記御昇進次第 (16. 83-48)



原書は嘉永4年（1851）。右大臣以下、諸大夫に至るまでの官職に対応する位階および大名・武家の一覧表である（上）。

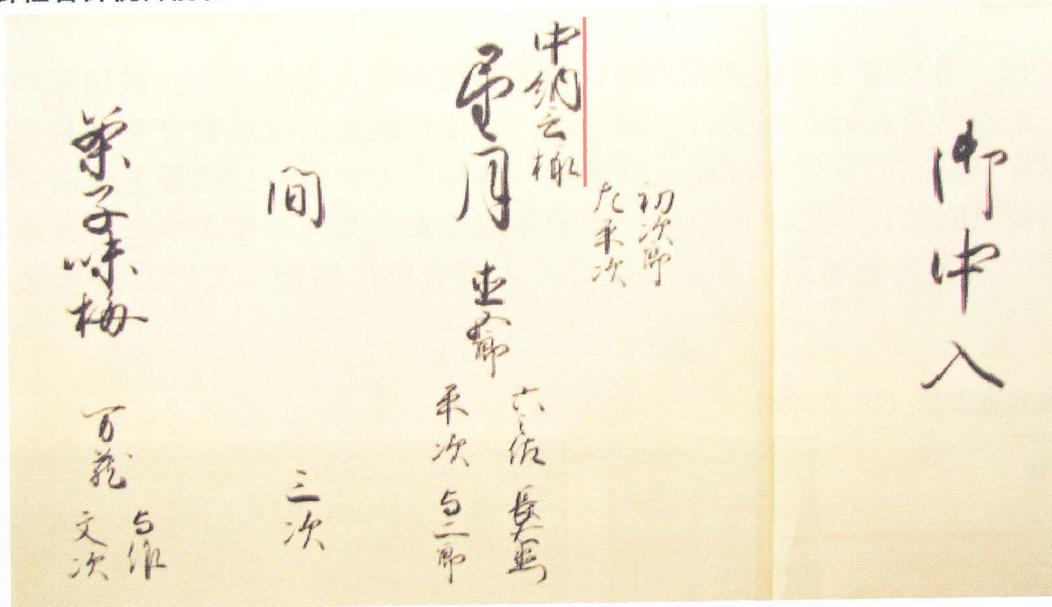
加賀前田家は、正四位下少将を初官として従三位参議まで昇叙することが記されている（左）。

・ 松平大弐・前田兵庫連署状 (16. 11-131)



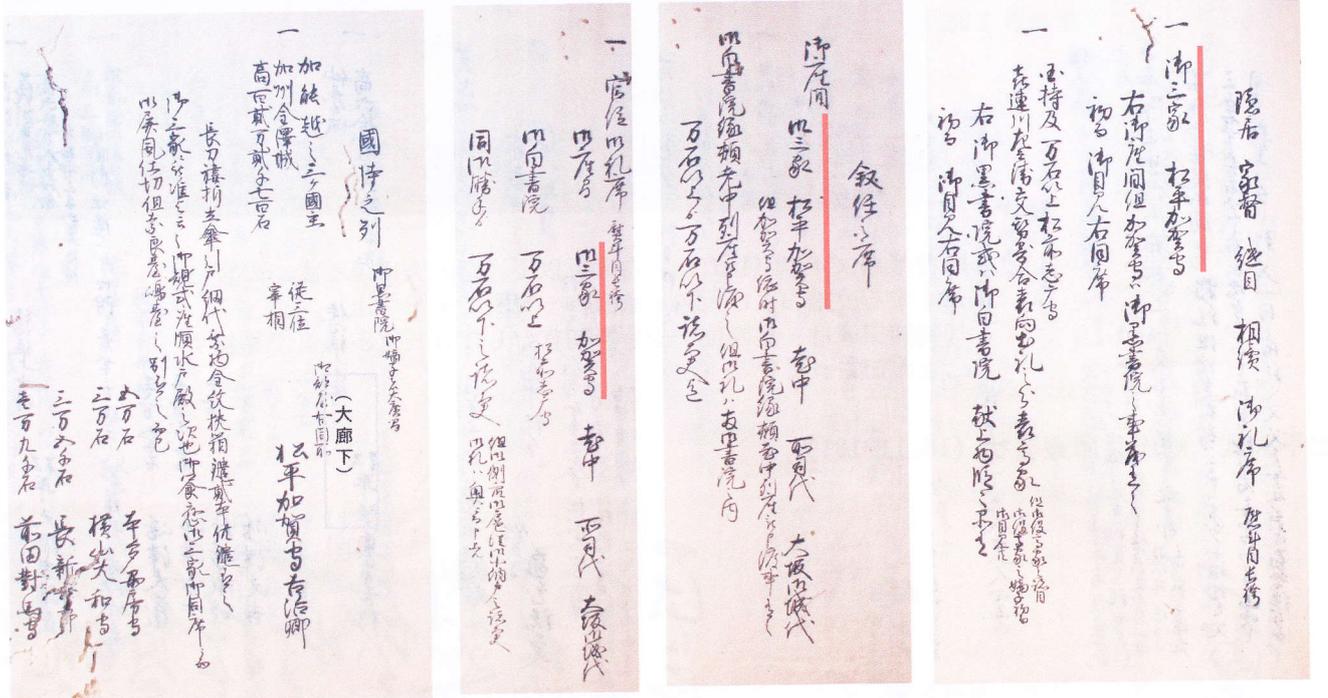
安永2年（1773）正月28日条。前年に中將に昇叙した11代藩主治脩への祝いの品が金沢から江戸へ送られ、返礼として在江戸の家老松平大弐康濟・前田兵庫貞方が国元の家老前田図書（貞一）に送った書状。治脩が御喜悅である旨が伝えられている。

・中納言御任官御祝御能組 (16. 11-135)



安政2年(1855)12月に13代藩主齊泰は権中納言に昇叙し、齊泰帰国後の翌3年5月から6月にかけて盛大な祝賀能が金沢で催され、齊泰自身も演じている。

・御三家並諸大名等作法 (16. 13-6)



國持之列

官位御礼席

叙任之席

隱居・家督・繼目・相續御礼席

加賀前田家は国持大名ではあるが、城中詰問をはじめとして江戸城内における儀式典礼では他の国持大名とは異なり御三家と同等の扱いがみられる。このような幕府による大名序列や陪臣所爵などは、金沢城における年頭御礼にみられるように、前田家内の家臣団序列にも影響を与えることになったといえる。

・懐宝略武鑑 (16. 83-52)

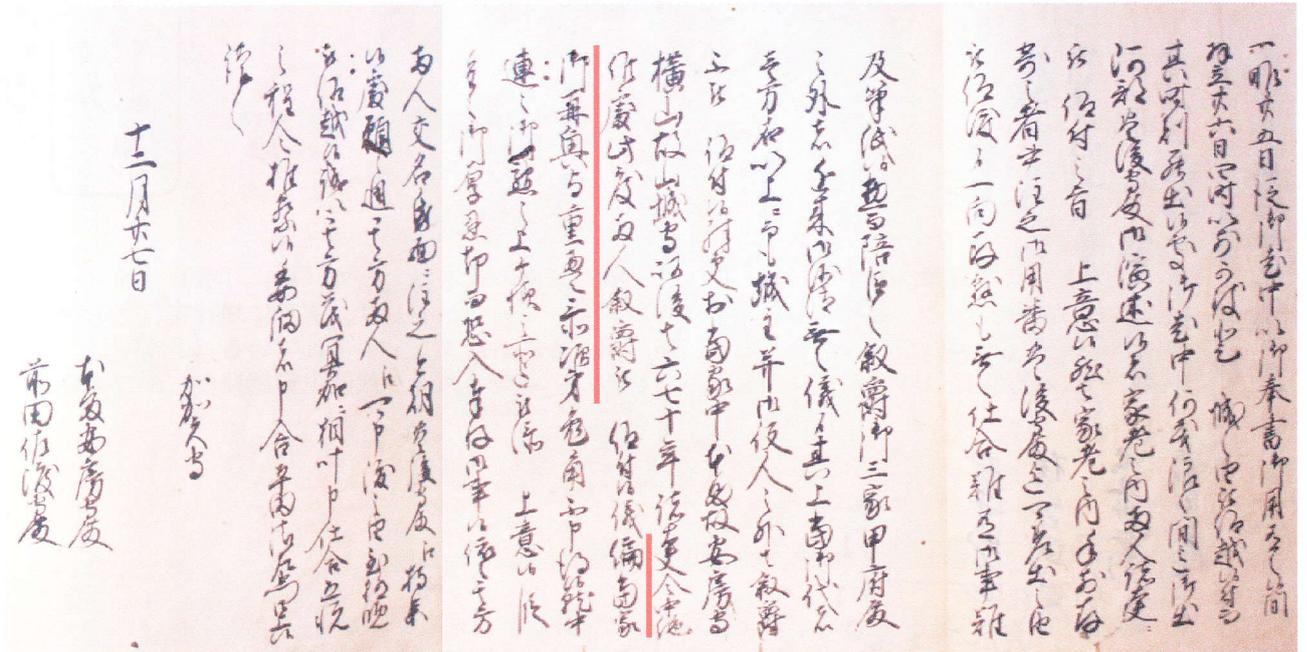
弘化3年(1846)に刊行された大名武鑑。石高・官位・席次・家紋・槍印・藩邸など大名家に関する諸情報が記載されている。前田家は加賀、富山、大聖寺、七日市の順で記載されている。

・宣旨位記写 (16. 11-124)

【藩臣の叙爵】

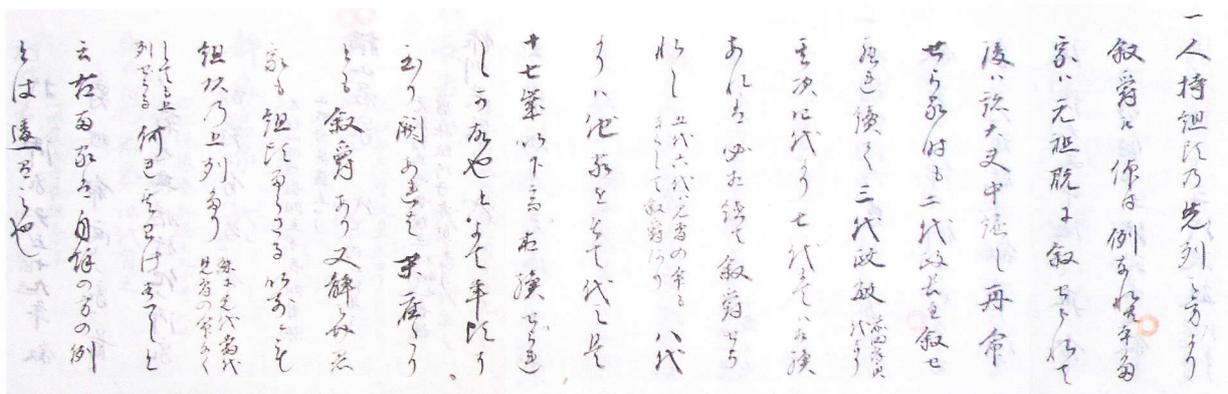
豊臣政権期において、加賀藩では陪臣叙爵（叙爵した家臣）が14名存在しましたが（従五位下諸大夫）、徳川の時代になると元和元年（1615）に本多政重・横山長知の2名が叙爵された以降はみられず、数十年途絶えていました。しかし、元禄4年（1691）に本多政長・前田孝貞の2名が叙爵され、その後2度の増員をへて元禄15年には4名体制となり、加賀藩の陪臣叙爵は4名体制で幕末まで続きました。陪臣叙爵は欠員が出ると八家のなかから選ばれましたが、本多家・前田土佐守家が優先されていました。

・本多等諸大夫一件（16. 31-22）



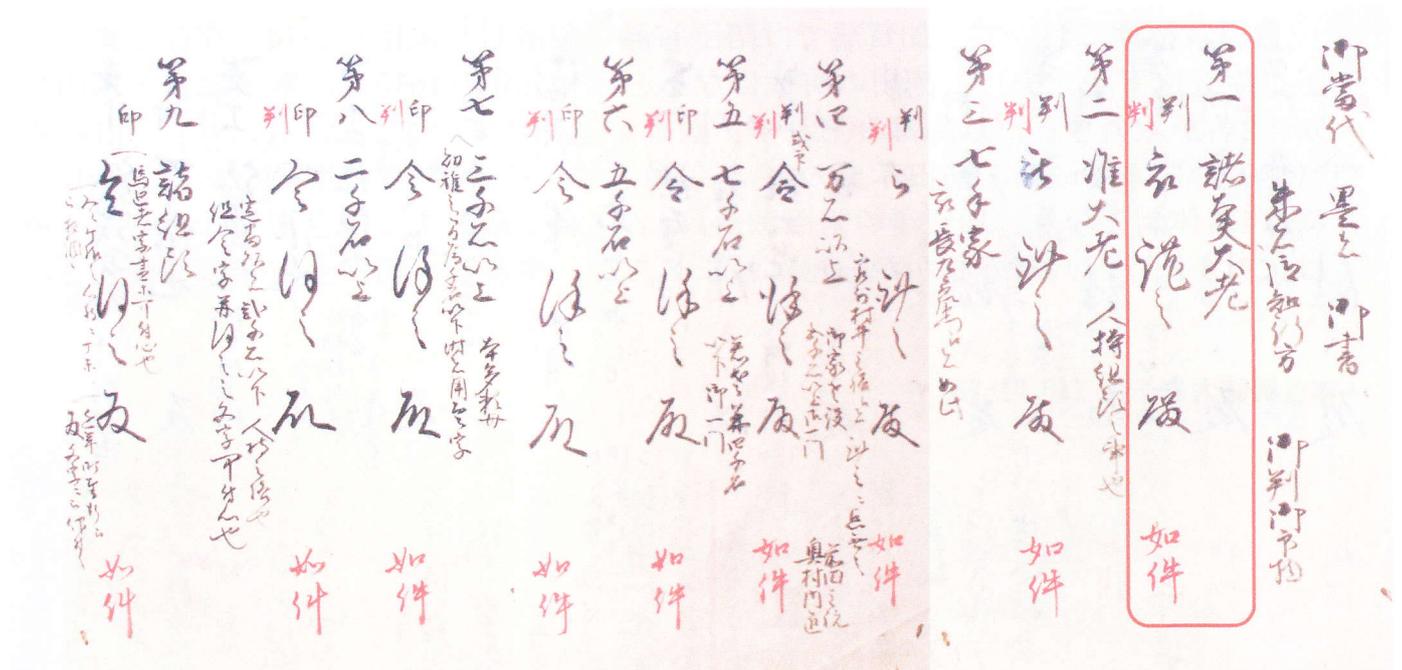
元禄4年（1691）12月に幕府から家臣2名の叙爵が認められたことを受けて、5代藩主綱紀が本多政長・前田孝貞の2名を推挙し、翌日許可されている。また、この叙爵について綱紀が「偏当家御再興与重畳忝次第」と述べていることから、前田家にとって大きな出来事であったことがわかる。

・諸大夫由来書（16. 31-19）

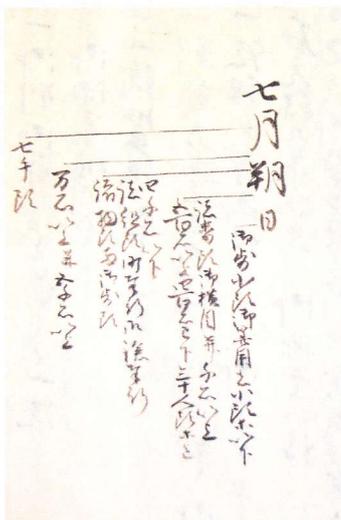


加賀藩では、人持組頭の先列より叙爵するのが通例であるが、本多家は人持組頭の末座であっても叙爵しており、前田土佐守家も人持組頭ではない時期にその上列に位置することから、他家とは別格であることが述べられている。

・御家中領知御判印物格 (090-664)



諸大夫、人持組頭、七手家、万石以上といった家臣の家格によって「被」「令」「謹言」「殿」「如件」など、書状の形式や文字のくずしが定められており、実際に知行宛行状や御親翰において表記の違いがみられる。また、宛名の高さも格により定められている（下参照）。このような規定は時期により差異もみられるが、本史料は、6代藩主吉徳期のものである。



末尾の宛名についても格により高さが異なっている。諸大夫・人持組頭などは「月」字の中間から書きはじめることとされているのがわかる。
 (「御家中領知御判印物格」)

・村井喜四郎知行宛行状写 (16. 30-15)

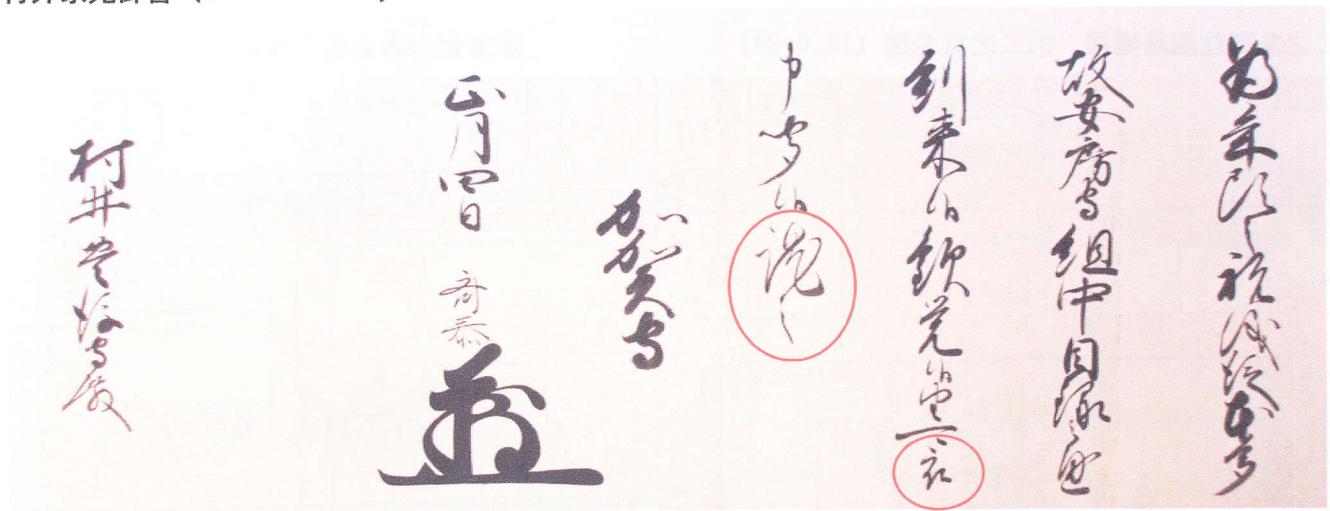
寛政2年(1790)4月10日付11代藩主治脩の知行宛行状写。父又兵衛(長穹)の遺領を喜四郎(長世)が相続することを認めたものであるが、「被」「殿」の表記から「准大老(人持組頭)」格で記されている。

・前田吉徳知行宛行状(寄託史料)

享保9年(1724)11月、人持組3,000石前田大膳家に対して出された知行宛行状。大膳家は「七千石以上(若老并4,000石以下御一門)」格に該当し、「令」「殿」の表記も同様のものとなっている。

・前田齊泰知行宛行状(35. 14-30)

元文5年(1740)6月、平土2,050石の茨木家に対して出された知行宛行状。「諸組頭」格に該当する「令」「殿」の表記がみられる。



村井豊後守(長世)宛前田斉泰書状。年頭の祝儀に対する御礼が述べられている。「被」「謹言」の表記が、諸大夫(村井豊後守)を対象としたものであることがわかる。

- ・加藩国老叙爵考 (16. 31-20)
- ・伊予守叙爵御礼御作法付 (16. 31-31)
- ・長大隅守叙爵一卷 (16. 31-26)
- ・御家中御判印物格 (16. 30-13)
- ・諸大名家臣禄高番付 (16. 83-63)

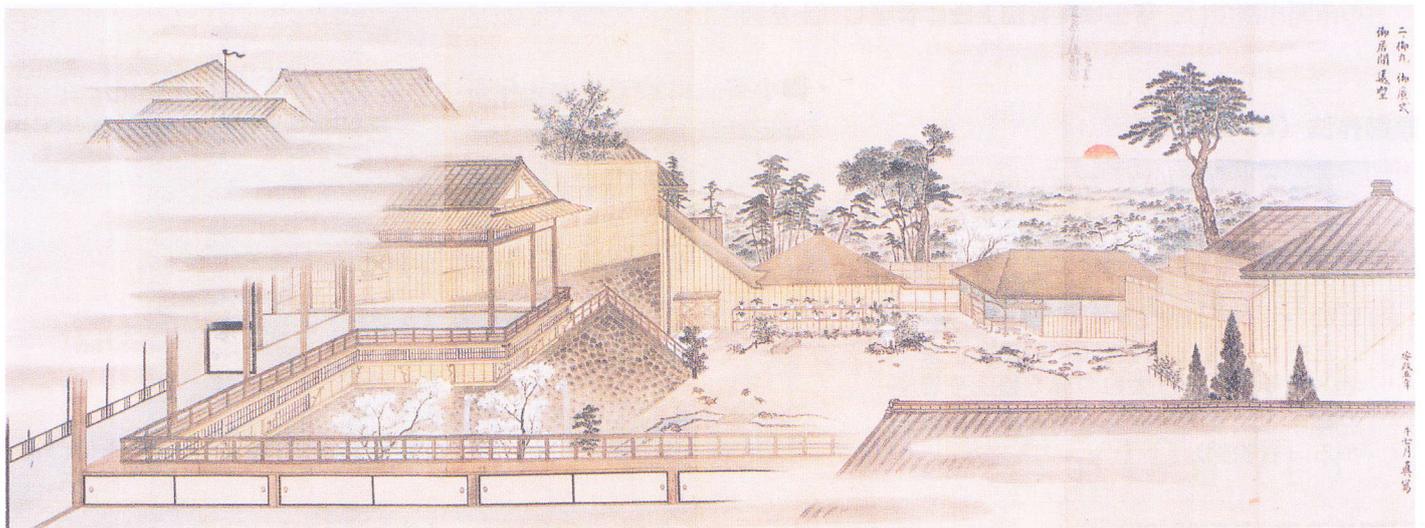
【年頭御礼】

江戸時代には、さまざまな儀式典礼が体制を強化するための機能を有していましたが、加賀藩の年頭御礼については、多くの史料や絵図が残されており、特に重要とされていたことがうかがえます。

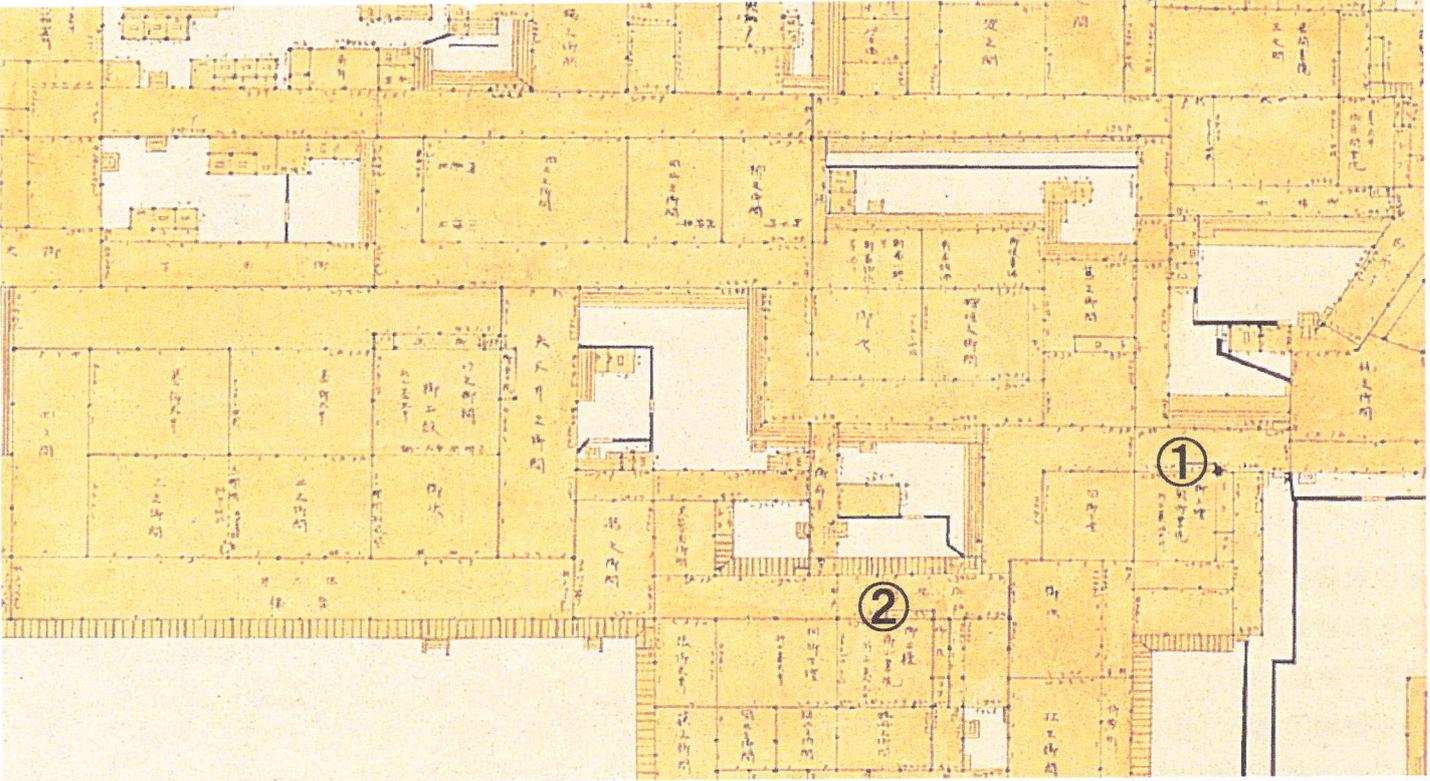
時期により異なりますが、文化期に成立した「北藩秘鑑」によれば、4名の諸大夫は金沢城二の丸御殿の奥書院にて藩主に拝謁し、その後藩主が小書院に移動して人持組頭や七手家の面々と拝謁するなど、年頭御礼が藩内の序列を視覚的にあらわしていたことがわかります。

・二ノ御丸御広式御居間遠望図 (24. 2-4)

金沢市指定文化財



佐々木泉玄筆。安政5年(1858)7月。佐々木家は10代藩主前田重教以来歴代藩主から重用され、泉景は藩の御抱絵師として二の丸御殿障屏画などで活躍している。本作品はその子である泉玄が二の丸御広式御居間からの景観を描いたものである。



①奥書院 ②小書院 (文化6年以降)

・年頭御規式之様子書立 (16.33-58)

享保15年(1730)。勝丸様(宗辰)への御礼が御居間書院で行われたのち、藩主(6代吉徳)は奥書院の上段に着座、諸大夫の面々が年頭御礼をおこなっている様子がうかがえる。

・年頭御作法 (16.33-60)

宝暦14年(1764)。**宝暦9年(1759)の大火**により二ノ丸御殿が全焼したが、その再建では御居間廻り・奥向が優先されたため、表向の再建が遅れ、その影響もあってか諸大夫の年頭御礼が檜垣の間でおこなわれている。

・年頭御作法口訣 (16.33-64)

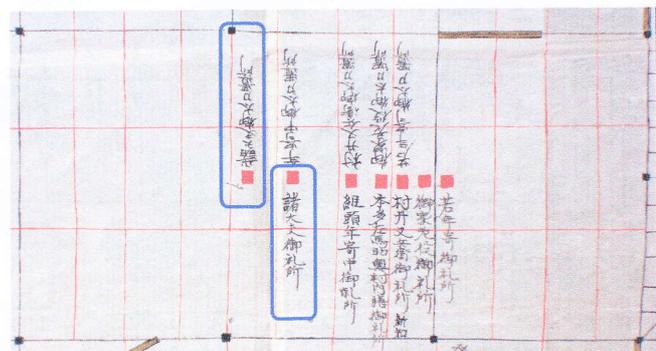
文化10年(1813)。年寄奥村栄実が年頭御礼の作法を整理したもの。**文化5年(1808)の大火**により、またもや二ノ丸御殿が焼失したため、再度造営事業がすすめられた。表向も再建されており、文化8年の年頭作法では、藩主は奥書院上段に着座し(上絵図①)、諸大夫の面々が年頭御礼をおこなっている。

・御小書院に於て諸大夫年寄中等御礼所之図 (16.33-38)

・年頭御作法 (16.33-84)

嘉永2年(1849)。文政10年(1827)より御省略の時節であることを理由に、諸大夫の御礼は奥書院ではなく人持組頭らと同様に小書院にておこなわれることになった(上絵図②)。

ただし、他の人持組頭や七手家、家老・若年寄らとは太刀の置く場所や着座の場において厳格な区分があることがわかる(右絵図)。



・年頭御作法書 (16.33-85)

安政4年(1857)。御省略として諸大夫は文政10年から小書院での御礼が続いていたが、嘉永6年(1853)に一旦奥書院での御礼に戻され(上絵図①)、安政2年以降は正式に諸大夫の年頭御礼が奥書院へと復されている。